

第2章 第一期大阪府読書バリアフリー計画の振り返り (令和3年度～令和6年度)

1. 読書を取り巻く環境の変化

令和3年度に策定された第一期大阪府読書バリアフリー計画は、障がいの有無にかかわらず、すべての府民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現をめざし、読書環境の整備と支援の充実に取り組んできました。

本計画の期間中には、ICT技術の進展や法制度の整備、社会的意識の高まりなど、読書を取り巻く環境に大きな変化が見られました。これらの変化は、読書手段やサービスの在り方にも影響を及ぼし、より柔軟で多様な読書環境の構築が求められるようになっていきます。

本章では、第一期大阪府読書バリアフリー計画の成果と課題を整理するとともに、国の動向や技術革新を踏まえた今後の方向性について検討します。具体的には、読書環境の変化、法制度の整備、読書手段の多様化、アクセシブルな書籍^{*1}の課題、国の基本計画（第二期）の内容、そして大阪府における5つの方向性に基づく取組と実績について、順を追って振り返ります。

(1) 視覚障がい者等の読書環境の変化

令和3年に第一期大阪府読書バリアフリー計画を策定して以降、技術の進展や社会的意識の高まりにより、視覚障がい者等の読書環境は大きく変化しています。特にインターネットの普及により、書籍以外にも多様な情報源へのアクセスが可能となり、個々のニーズに応じた読書スタイルが広がっています。

(2) 法制度の変化と社会的対応

法制度の面では、障がい者による情報取得や意思疎通の支援が法的に位置づけられ、民間事業者による合理的配慮の提供も義務化されました。これにより、社会全体として情報保障への関心が高まりを見せています。

(3) 読書手段の多様化

読書手段は近年、大きく変化しています。従来は、著作権法第37条に基づいて製作された点字図書^{*2}、録音図書^{*3}、拡大図書^{*4}等の書籍が、視覚障がい者等の読書環境を支える中心でした。現在は、それらに加え、市場で流通する電子書籍^{*5}や、同法第37条第3項に基づいて製作されるアクセシブルな電子書籍の普及により、より多様で柔軟な読書環境の提供が可能となっています。これにより、視覚障がい者等の読書の選択肢は広がりつつあります。こうした変化は、読書手段の可能性を広げる一方で、新たな課題も浮き彫りにしています。

(4) 書籍整備の課題

こうした読書手段の拡充にもかかわらず、視覚障がい者等が利用しやすい書籍の整備は依然として十分とは言えない状況にあります。アクセシブルな電子書籍の製作数や対応ジャンルには偏りがあり、利用者のニーズに応じたコンテンツの提供が追いついていないのが現状です。

国も「視覚障害者等が利用しやすい書籍等は必ずしも十分に整備されているとは言えず、障害の有無にかかわらず全ての国民が文字・活字文化を等しく恵沢できる状況とはなっていない。」との認識を示しており、読書環境の充実に向けて、アクセシブルな書籍の普及促進、製作体制の強化、情報提供の充実など、さらなる取組が求められています。

(5) 国の「基本計画（第二期）」（令和7年3月策定）

令和7年3月に策定された国の基本計画（第二期）では、技術の進展や社会的変化を踏まえた施策が示されています。中でも、アクセシブルな電子書籍の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供が重要な柱として位置づけられており、図書館サービスの充実、端末機器の利用支援、製作人材の育成など、読書環境のさらなる向上に向けた具体的な取組が推進されています。

2. 大阪府の5つの方向性に基づく取組と実績

第一期大阪府読書バリアフリー計画では、以下の5つの方向性に基づき、読書環境のバリアフリー化に向けた取組を進めました。

<方向性1>アクセシブルな書籍等の充実

(読書バリアフリー法第9、10条関係)

障がいの有無にかかわらず、すべての府民が読書を楽しめる環境づくりをめざして、アクセシブルな書籍の充実に取り組んできました。利用者のニーズに応じた書籍等の収集・製作を継続するとともに、国立国会図書館やサピエ図書館^{※6}と連携し、全国的な情報共有と利用促進を図りました。また、公立図書館や点字図書館^{※7}、学校図書館との連携を強化し、誰もが使いやすい図書館づくりに努めました。

○主な取組内容

(1) アクセシブルな書籍の収集・製作

大阪府立図書館（以下「府立図書館」という。）、大阪府立点字図書館（以下「府立点字図書館」という。）では、視覚障がい者等のニーズに応じて、点字図書・録音図書・拡大図書、LLブックなどのアクセシブルな書籍を収集・製作に努めました。（参考データ：別表1、2）

(2) 全国的な情報共有の推進

大阪府立中央図書館（以下「府立中央図書館」という。）、府立点字図書館で製作した点訳^{*8}・音訳^{*9}資料のデータを国立国会図書館やサピエ図書館に提供し、全国の利用者がアクセスできるネットワークの充実に努めました。（参考データ：別表3）

(3) 市町村図書館等への支援と連携強化

府立図書館では、府内の市町村図書館や図書館が未設置の町村に対して、近隣市町村の図書館や府立図書館との連携による図書の貸出を行っているほか、府内全43市町村を対象に、毎週1回協力車を運行して資料の搬送を行っています。また、障がい者サービスに関する情報交換会の開催や、市町村の司書を対象とした研修の実施、特別貸出用図書セットにおけるアクセシブルな書籍のセットの提供など、支援や図書館間の相互協力を通じて、読書環境の整備と利便性の向上に努めるとともに、府域市町村図書館等との協力貸出業務担当者連絡会を開催し、情報共有を図りました。さらに、府立中央図書館のホームページに「学校支援のページ」を設け、特別支援学校^{*10}（以下「支援学校」という。）を含む学校向けに、テーマ別・対象別の特別貸出用図書セットの提供や大阪府立高等学校図書館への協力貸出をするなど、学校における読書環境づくりの支援にも努めました。（参考データ：別表4）

(4) 情報発信の強化

大阪府教育庁では、さまざまな読書方法や図書館サービスを紹介するリーフレットを作成し、関係機関へ配布しました。また、点字の仕組みなどを含む情報を掲載した「さまざまな読書の方法及び図書館情報等を紹介する」ページをホームページ上に公開し、読書バリアフリーへの理解促進と関心喚起に努めました。加えて、府内公立図書館で開催されるイベント情報をホームページで紹介し、情報発信に努めました。

(5) 市場動向の調査等

府立中央図書館では、電子書籍の市場動向や全国の導入状況について調査・検討を行い、今後の施策に活かすための基礎資料を整備しました。

<方向性2>公立図書館等の人材育成・体制整備

(読書バリアフリー法第9、10、11、15、17条)

障がいの有無にかかわらず、すべての府民が読書を楽しめる環境を整えるため、図書館職員や点訳・音訳を担う人材の育成に取り組みました。公立図書館、学校図書館、点字図書館の連携を強化し、利用者のニーズに応じた適切なサービス提供が可能となるよう、職員を対象とした研修を実施しました。

また、点訳者・音訳者の養成を進めるとともに、さまざまな読書方法に関する情報提供を通じて、利用者が読書への関心を高めるきっかけづくりにも努めました。

○主な取組内容

(1) 職員向け研修の実施

公立図書館、学校図書館、点字図書館の職員を対象に、障がい者サービスや読書支援機器^{※11}の操作方法に関する研修会を開催し、利用者に寄り添った対応スキルの向上を図りました。（参考データ：別表5、10）

(2) 学校図書館との連携強化

府立図書館では、大阪府立学校対象 協力貸出業務担当者情報交換会（以下「情報交換会」という。）を開催し、学校図書館との連携体制の強化を図っています。

また、府立中央図書館のホームページに「学校支援のページ」を設け、支援学校^{※10}を含む学校向けに、テーマ別・対象別の特別貸出用図書セットの提供や大阪府立高等学校図書館への協力貸出をするなど、学校における読書環境づくりの支援にも努めました。

（参考データ：別表6）

(3) 点訳者・音訳者の養成

府立点字図書館において、点訳者・音訳者の養成講座を開催し、アクセシブルな書籍の継続的な製作体制の確保に努めました。（参考データ：別表7）

(4) 障がい当事者の雇用による支援体制の強化

府立中央図書館では、ピアサポート^{※12}が可能な障がい当事者を非常勤職員として雇用し、利用者支援の充実を図っています。令和3年度より1名、令和6年度からは2名体制で運用しています。

(5) 情報発信の強化（再掲：方向性1ー主な取組内容（4））

大阪府教育庁では、さまざまな読書方法や図書館サービスを紹介するリーフレットを作成し、関係機関へ配布しました。また、点字の仕組みなどを含む情報を掲載した「さまざまな読書の方法及び図書館情報等を紹介する」ページをホームページ上に公開し、読書バリアフリーへの理解促進と関心喚起に努めました。加えて、府内公立図書館で開催されるイベント情報をホームページで紹介し、情報発信に努めました。

<方向性3>利用しやすい施設・設備（機器）、サービスの充実 (読書バリアフリー法第9、14、15条)

障がいの有無にかかわらず、すべての府民が利用しやすい読書環境の整備をめざし、施設のバリアフリー化（手すりやスロープの設置等）や、拡大読書器^{※13}、活字文書読上げ装置などの読書支援機器の整備を進めました。さらに、インターネットを活用した貸出申込サービスなどの周知や、日常生活用具給付補助事業の継続的な実施にも取り組みました。また、制度の活用と情報発信を通じて、さまざまな読書方法への理解と関心を促す取り組みを進め、ハード・ソフト両面から読書環境の充実を図りました。

○主な取組内容

(1) 施設のバリアフリー化と機器整備

府立中央図書館では、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、段差の解消や配慮されたトイレ・エレベーターの設置、点字・ピクトグラム^{※14}による案内表示など、施設面でのバリアフリー化を実施しています。また、府立中央図書館及び府立点字図書館において、対面朗読室や拡大読書器、活字文書読上げ装置などの読書支援機器を整備し、視覚障がい者等の利用環境の向上に努めました。

(2) 情報発信の強化（再掲：方向性1－主な取組内容（4））

大阪府教育庁では、さまざまな読書方法や図書館サービスを紹介するリーフレットを作成し、関係機関へ配布しました。また、点字の仕組みなどを含む情報を掲載した「さまざまな読書の方法及び図書館情報等を紹介する」ページをホームページ上に公開し、読書バリアフリーへの理解促進と関心喚起に努めました。加えて、府内公立図書館で開催されるイベント情報をホームページで紹介し、情報発信に努めました。

(3) 制度の活用による支援

府内43市町村に対し、日常生活用具給付補助事業を継続実施しており、国が費用の2分の1以内、府が4分の1以内での補助を行っています。また、さまざまな読書方法や図書館サービスを紹介するリーフレットにも、日常生活用具給付等事業に関する情報を掲載し、制度の周知を図りました。

(4) 読書支援機器の利用案内

府立図書館、学校図書館、府立点字図書館、地域のICTサポートセンター^{※15}等において、アクセシブルな電子書籍等を利用するための機器の使用方法などの案内をしました。

(5) イベントによる体験機会の提供

府立中央図書館及び福祉部が開催したイベントでは、読書支援機器の体験やパソコンを活用した図書館資料（マルチメディアデジターや手話付き DVD など）の利用方法の紹介及び視覚障がい者等が実際に機器に触れ、読書環境を体験できる機会を提供しました。（参考データ：別表 8、9）

<方向性 4>図書館サービスに係る情報発信

（読書バリアフリー法第 9、10 条）

障がいの有無にかかわらず、すべての府民が読書支援サービスを円滑に利用できるよう、府立図書館・府立点字図書館・サピエ図書館などが提供するサービスの内容や利用方法について、リーフレットやホームページを通じて積極的に情報発信を行いました。これにより、支援制度やサービスの認知度向上を図るとともに、潜在的な利用ニーズの掘り起こしを進め、より多くの方がサービスを利用しやすい環境づくりに努めました。

○主な取組内容

(1) 情報発信の強化（再掲：方向性 1－主な取組内容（4））

大阪府教育庁では、さまざまな読書方法や図書館サービスを紹介するリーフレットを作成し、関係機関へ配布しました。また、点字の仕組みなどを含む情報を掲載した「さまざまな読書の方法及び図書館情報等を紹介する」ページをホームページ上に公開し、読書バリアフリーへの理解促進と関心喚起に努めました。加えて、府内公立図書館で開催されるイベント情報をホームページで紹介し、情報発信に努めました。

(2) 教育現場への周知

さまざまな読書方法や図書館サービスを紹介するリーフレットを府立支援学校^{※10}の学校図書館に掲示するよう依頼し、読書支援サービスの周知を図りました。府立図書館では、学校図書館間の連携強化を目的とした情報交換会を開催し、大阪府立高等学校図書館への協力貸出を通じて支援を行いました。また、支援学校の見学対応時にも利用案内を行いました。

(3) イベントによる体験機会の提供（再掲：方向性 3－主な取組内容（5））

府立中央図書館及び福祉部が開催したイベントでは、読書支援機器の体験やパソコンを活用した図書館資料（マルチメディアデジターや手話付き DVD など）の利用方法の紹介及び視覚障がい者等が実際に機器に触れ、読書環境を体験できる機会を提供しました。（参考データ：別表 8、9）

(4) 医療従事者への周知

一般社団法人大阪府医師会及び一般社団法人大阪府眼科医会に加盟する医療従事者に対して、読書支援サービスを紹介するリーフレットを配布し、認知拡大を図りました。

(5) 福祉関係機関・当事者団体への周知

各市町村の福祉事務所や視覚障がい者等の当事者団体にさまざまな読書方法や図書館サービスを紹介するリーフレットを配布し、読書支援サービスの周知を行いました。

また、府立中央図書館及び福祉部が開催したイベントでは、府内4か所の点字図書館などのリーフレットを配架し、図書館の利用促進に努めました。（参考データ：別表8）

<方向性5>国、市町村との連携（読書バリアフリー法第5、9、17条）

障がいの有無にかかわらず、すべての府民が読書を楽しめる環境の整備を進めるため、大阪府では市町村等と連携し、府内の現状や課題を国に報告するとともに、必要な支援について要望を行いました。あわせて、書籍のアクセシブル化や電子書籍の拡充、障がい等級による利用制限などの課題についても、制度改善に向けた働きかけを実施しました。

○主な取組内容

(1) アクセシブルな書籍の充実にに向けた要望

一般書籍の出版と同時に電子書籍等が提供されることが、最も効率的かつ効果的な方策であると考え、国に対してその推進を要望しました。あわせて、読書支援機器の整備やアクセシブルな書籍の充実にに向けた支援も求めました。

(2) 製作体制の見直しと人材育成の支援

現在、アクセシブルな書籍は、大部分を無償のボランティアが製作している状況であるため、国に対して点訳者・音訳者の育成や体制整備に対する財政支援の拡充を要望しました。また、読書支援機器の操作習得や資料製作のための講習会など、人材育成に必要な措置も求めました。

(3) 図書館利用環境の整備とサービス対象の拡大

視覚障がい者等が電子書籍をより利用しやすくするため、端末機器の入手支援を要望しました。さらに、障がい者手帳の有無や記載内容に関わらず、誰もが読書支援サービスを受けられるよう、対象範囲の拡大についても国に検討を求めました。

(4) 図書館現場との意見交換と情報共有

府立中央図書館で開催された公立図書館障がい者サービス担当者情報交換会において、市町村における取組状況などの情報共有を行うとともに、国への要望内容についても情報共有を図りました。

(5) 市町村図書館との連携強化

府立図書館では、府内の市町村図書館や図書館が未設置の町村に対して、近隣市町村の図書館や府立図書館との連携による図書の貸出を行っているほか、府内全43市町村を対象に、毎週1回協力車を運行して資料の搬送を行っています。また、障がい者サービスに関する情報交換会の開催や、市町村の司書を対象とした研修の実施、特別貸出用図書セットにおけるアクセシブルな書籍のセットの提供など、支援や図書館間の相互協力を通じて、読書環境の整備と利便性の向上に努めました。（参考データ：別表4）

3. 課題の把握と今後の方向性

(1) 課題の把握

第一期大阪府読書バリアフリー計画に基づき、読書環境の整備を進めてきた結果、一定の成果が得られた一方で、いくつかの課題も明らかとなりました。これらの課題に対しては、今後も継続的な検討と対応が求められます。

まず、一般書籍と電子書籍の同時出版については、視覚障がい者等の多様なニーズに対応できるようアクセシブルな書籍等の充実を図るため、国への要望を重ねてきましたが、体制整備は未だ実現していません。出版業界や関係機関との連携強化が不可欠であり、引き続き働きかけを行う必要があります。

次に、点訳・音訳奉仕員（ボランティア）の人材育成については、研修や養成講座を通じて育成に取り組んできたものの、十分な人材の確保や安定した体制整備には至っていません。継続的な人材育成と支援体制の強化が、安定したサービス提供のために重要です。

また、当事者への情報提供に関しても課題が残っています。ホームページやリーフレットによる周知を行ってきましたが、令和5年度「福祉行政報告例」によると、大阪府内の視覚障がい者は24,809人、肢体不自由障がい者は194,181人に対し、府立図書館の障がい者サービス利用登録者は約330人、府内4つの点字図書館の利用登録者は延べ約7,600人とどまっています。

上記は一例ではありますが、これらの人数を見ますと、必要な情報が十分に届いていない可能性がうかがえます。そのため、より効果的な情報発信方法の検討と、支援へのアクセス環境の整備が求められます。

さらに、第二期大阪府読書バリアフリー計画の策定にあたり、関係団体等から以下のような意見が寄せられました。

- ・ アクセシブルな書籍は、一般書籍の出版から発行までに時間がかかる
- ・ 点訳・音訳等を行う制作ボランティアが不足している
- ・ 読書が困難である理由への理解を深める研修の実施が望まれる

これらの課題や意見を踏まえ、今後はより効果的な情報発信の方法を検討し、当事者が必要な支援にアクセスしやすい環境づくりを進めることが重要です。

(2) 第二期大阪府読書バリアフリー計画に向けた方向性

第二期大阪府読書バリアフリー計画では、第一期で明らかとなった課題への対応を図るとともに、次章において示す各方向性に基づく具体的な取組を推進していきます。特に、読書環境のさらなる充実と、誰もが必要な支援にアクセスできる社会の実現に向けて、以下の施策を重点的に取り組んでまいります。

- ・ 一般書籍の出版と同時に電子書籍等が提供されるよう、引き続き国への要望を継続
- ・ 視覚障がい者等に読書支援サービスの情報が確実に届くよう、周知方法の見直しと情報発信の強化
- ・ 点訳・音訳等を担う人材の育成に係る研修や養成講座の継続
- ・ 新たに指標を作成し、進捗状況の把握と評価を実施

(3) 誰もが読書を楽しめる社会の実現へ

読書を楽しみたいという思いは、障がいの有無にかかわらず、すべての人に共通するものです。視覚障がい者等の読書環境の現状や課題を共有し、理解を深める取組みを推進することが重要です。

これまでの大阪府読書バリアフリー計画の成果をさらに発展させ、誰もが文字・活字文化の恩恵を享受できる社会の実現に向けて、継続的かつ計画的な取組を進めてまいります。